

経済産業省

平成21・10・27貿局第1号

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成21年10月30日

経済産業省貿易経済協力局長 柴生田 敦夫

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例についての一部を改正する通達

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について（平成17・03・30貿局第7号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成21年11月1日から施行する。

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について（平成17年4月1日付け平成17・03・30貿局第7号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p><u>大量破壊兵器</u>キャッチオール規制（注1）の下では、輸出する貨物や移転する技術が核兵器等（注2）の開発等（注3）のために用いられるおそれがある場合には（注4）、原則として輸出又は提供に際し許可が必要となっております。</p> <p>下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目（注5）に該当しないもの（貨物等省令（注6）に規定するスペックに達しないものを含む）のうち、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルの開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例です。</p> <p>従って、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、輸出者等において、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、審査を特に慎重に行うことが必要です。</p> <p>※なお、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成16・03・23貿局第1号）は廃止します。</p> <p>(注) 1 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロ、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）<u>第9条第2項第七号イ及びロ又は第八号イ及びロ</u>を参照。</p> <p>2 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機<u>であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のもの</u></p>	<p>(略)</p> <p>キャッチオール規制（注1）の下では、輸出する貨物や移転する技術が核兵器等（注2）の開発等（注3）のために用いられるおそれがある場合には（注4）、原則として輸出に際し許可が必要となっております。</p> <p>下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目（注5）に該当しないもの（貨物等省令（注6）に規定するスペックに達しないものを含む）のうち、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルの開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例です。</p> <p>従って、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、輸出者等において、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、審査を特に慎重に行うことが必要です。</p> <p>※なお、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成16・03・23貿局第1号）は廃止します。</p> <p>(注) 1 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロ、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）<u>第9条第1項第三号の二イ及びロ又は四号イ及びロ</u>を参照。</p> <p>2 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機</p>

3 (略)

4 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）を参照。

5・6 (略)

記

(略)

3 (略)

4 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件（平成13年経済産業省告示第759号）を参照。

5・6 (略)

記

(略)